

都市計画道路 大和中央道他4路線の見直し (都市計画の廃止)

奈良県 都市計画室

目 次

1. 奈良県内の都市計画道路の見直しについて
2. 大和中央道他 4 路線の見直しについて
3. 都市計画の手続きについて

1. 奈良県内の都市計画道路の見直しについて

1. 奈良県内の都市計画道路の見直しについて

(1) 県内の都市計画道路の現状 (平成21年3月末時点)

- **路線数** : 398路線
- **延長** : 約911km
- **整備率** : 約48% (【参考】全国平均 約58%)

**高度経済成長期 (昭和30~40年代) に
多数が都市計画決定されている**

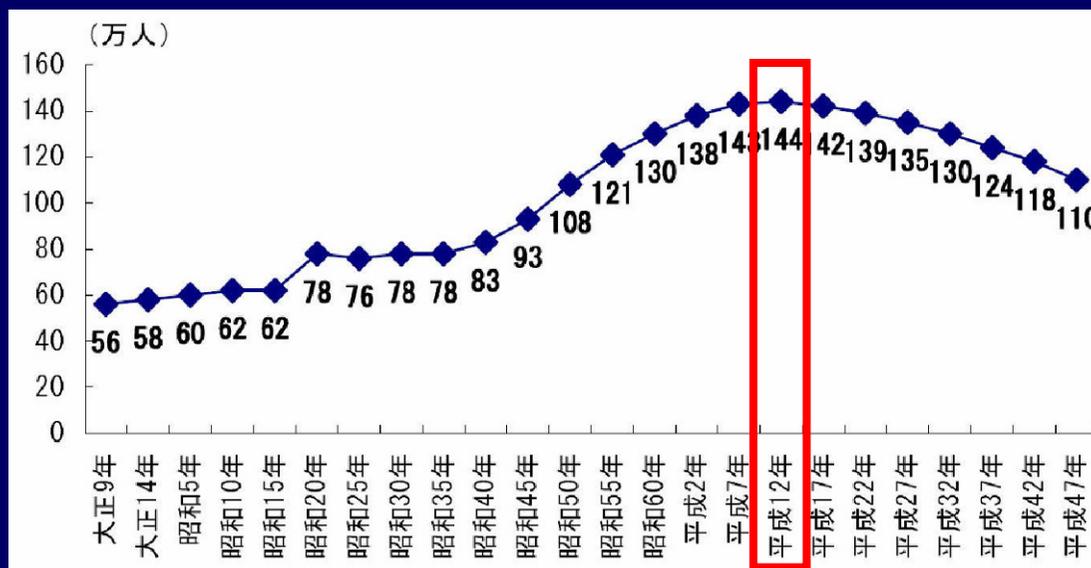
1. 奈良県内の都市計画道路の見直しについて

(2) 都市計画道路の見直しの必要性

1) 社会情勢の変化への対応

○人口の推移

平成12年の144万人を境に人口が減少。
将来も減少すると予測。



奈良県の人口推移

(資料) 国税調査結果 (H17まで)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口 (H19.5推計) (平成17年までの実績値をもとにしたH17~47年の30年間の推移)

1. 奈良県内の都市計画道路の見直しについて

(2) 都市計画道路の見直しの必要性

1) 社会情勢の変化への対応

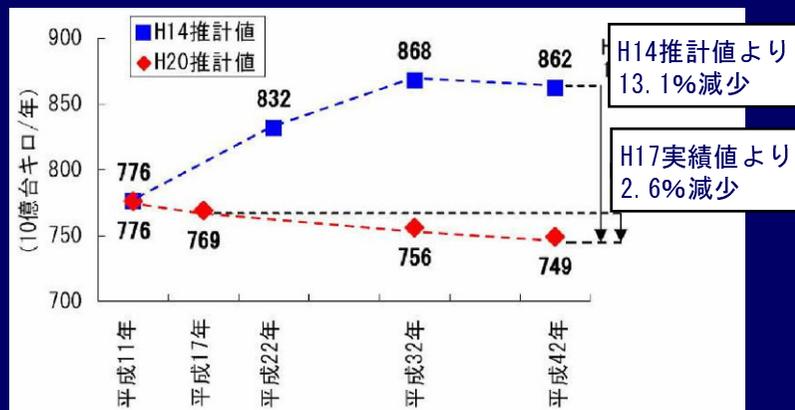
○将来交通量推計の見直し

【平成42年全国自動車交通量（国土交通省推計）】

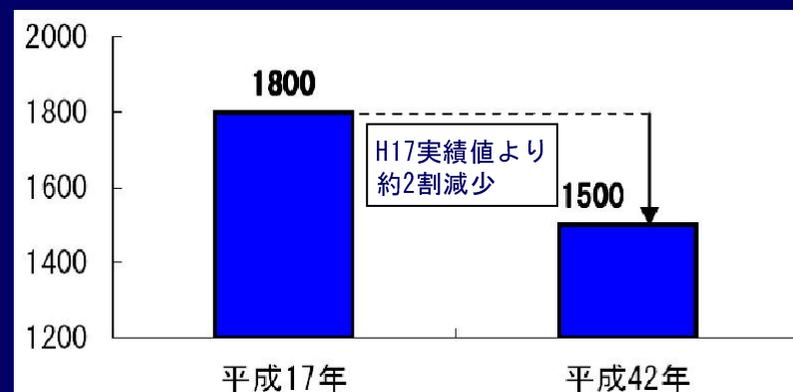
- ・平成14年に行った前回推計に比べ約13%下方修正
- ・平成17年実績値より約2.6%減少すると予測

【平成42年奈良県自動車交通量（奈良県推計）】

- ・平成17年実績値より約2割減少すると予測



国土交通省による将来交通量の推計結果



奈良県による将来交通量の推計結果

1. 奈良県内の都市計画道路の見直しについて

(2) 都市計画道路の見直しの必要性

2) 長期にわたる建築制限への対応

都市計画法第53条により、道路の都市計画が定められた区域内では、容易に移転又は除却が可能なものを除き、建築物の建築が制限されている。

都市計画道路が未着手の状態が長く続くと、区域内に土地を所有されている方等は長期にわたりこの建築制限を受けることになる。

1. 奈良県内の都市計画道路の見直しについて

(3) 見直しの基本方針

平成22年7月、未着手となっている都市計画道路の必要性を検証する視点や検討方法を示した「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」を策定。

未着手都市計画道路の見直しを進めています。

1. 奈良県内の都市計画道路の見直しについて

(3) 見直しの基本方針

1) 見直し検討対象路線

未着手（事業中を除く）の区間を対象。

2) 見直しの視点

- ・ 自動車の交通機能の観点
- ・ 歩行者等の交通機能の観点
- ・ 自治体のまちづくり計画との整合性

3つの観点から必要性を検証

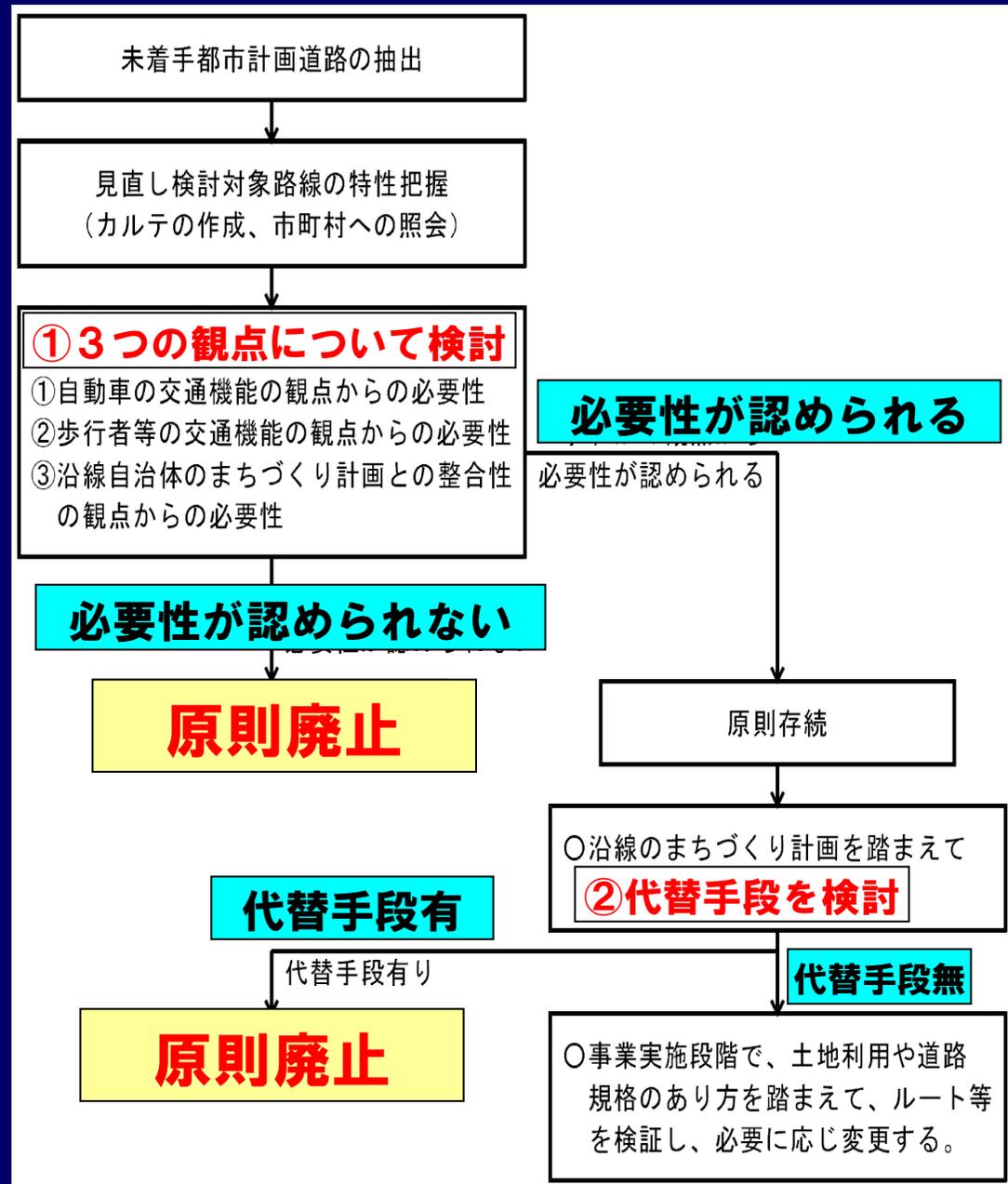
1. 奈良県内の都市計画道路の見直しについて

(3) 見直しの基本方針

3) 見直し検討フロー

① 3つの観点から検証した結果、いずれの観点からも必要性が認められないものは原則廃止。

② いずれかの観点から必要性が認められる路線については、替手段を検討。



2. 大和中央道他4路線の見直しについて

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(1) 見直しの考え方

平成21年8月に4車線の広域幹線道路としての必要性を見直すことを公表した大和中央道及び大和田紀寺線の未着手区間について、都市計画道路としての必要性の検証を進めてきました。

一方、平成23年度、県立奈良病院を北和地域（奈良・西和医療圏）の高度医療拠点病院として奈良市六条山地区に移転整備することとし、この新病院へのアクセス道路を新たに整備する方針としました。

これらを踏まえ、この地域の都市計画道路のあり方について検討を行いました。

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(1) 見直しの考え方

1) 見直し対象区間

① 大和中央道

(奈良市宝来4丁目
～大和郡山市城町)

4車線 L=約3.7km

② 大和田紀寺線

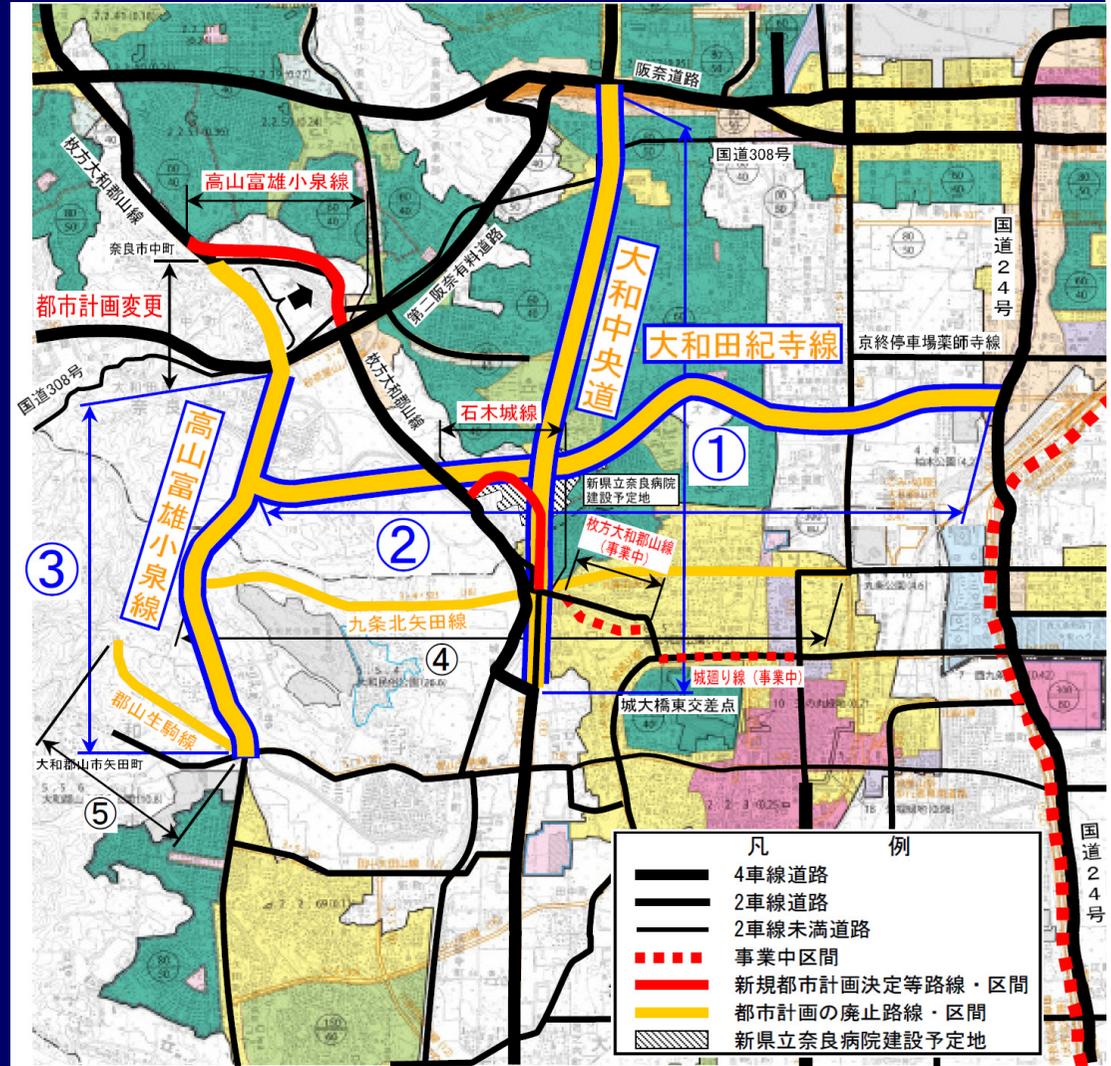
(奈良市大和田町
～奈良市八条町)

4車線 L=約4.8km

③ 高山富雄小泉線

(奈良市中町
～大和郡山市矢田町)

4車線 L=約2.9km



見直し対象区間

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(1) 見直しの考え方

1) 見直し対象区間

④ 九条北矢田線

(大和郡山市九条町

～大和郡山市矢田町)

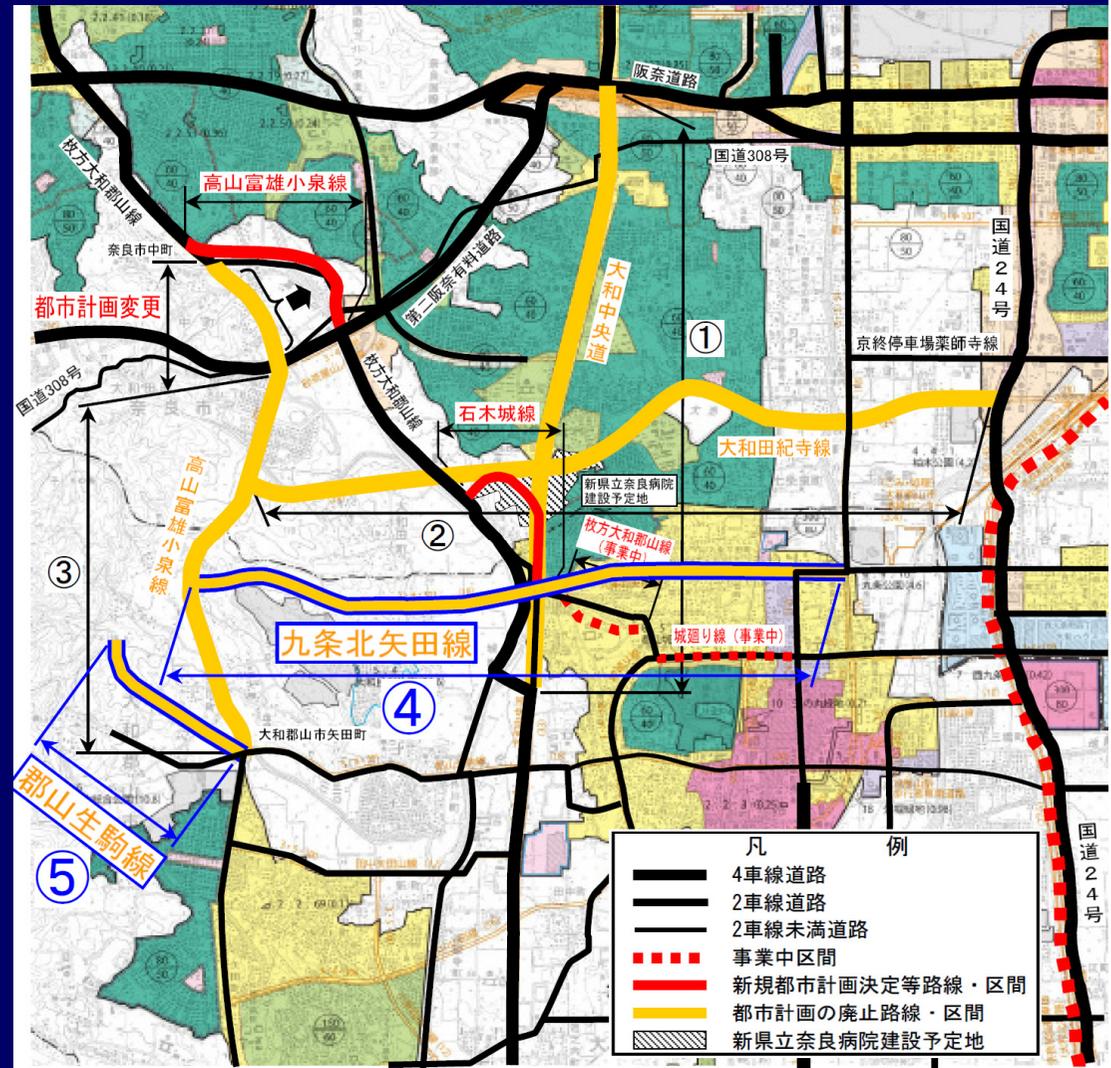
2車線 L=約4.1km

⑤ 郡山生駒線

(大和郡山市矢田町

～大和郡山市矢田町)

2車線 L=約1.3km



2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(1) 見直しの考え方

2) 見直しの検討方法

県見直しガイドラインの必要性の検証項目をさらに具体的に設定し見直しの対象路線の必要性を判断

必要性が認められることとなった路線については代替可能性を検証。

分類		必要性の検証項目	代替性の考え方	
自動車交通機能	通行機能	当該路線の現道が混雑しているか	交差点改良等の速効対策 ^{注1)} が明確になっている場合等は機能代替を果たすものとする。	
		「奈良県みんなで作る渋滞解消プラン」(H22.2 奈良県)における「渋滞が著しい箇所」としての位置付けがあるか		
		当該路線又は並行路線の将来の混雑緩和に寄与するか	断面での混雑緩和に資する路線が存在する場合は機能代替を果たすものとする。	
	安全性	将来交通量を踏まえ、自動車のボトルネック踏切に該当する箇所の混雑緩和に寄与するか	別途、ボトルネック対策が計画されており、十分な効果が見込まれる場合は、機能代替を果たすものとする。	
		「奈良県みんなで作る交通安全対策プラン」(H22.2 奈良県)における「事故危険箇所」としての位置付けがあるか	安全対策が明確になっている場合、機能代替を果たすものとする。	
アクセス機能	交通結節点利用	交通結節点へのアクセス強化に資するか	現道を含む代替アクセス経路(2車線以上)が存在する場合は、機能代替を果たすものとする。	
円滑性・安全性・交通結節点利用		都市計画マスタープラン等に位置付けられているか		
歩行者の交通機能	連続性	「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」(H23.7 奈良県)のなかで、サイクリングルートに位置付けられているか	歩道が確保されており、現道がその機能を担う場合は、機能代替を果たすものとする。	
		通学路として指定されているか		
	安全性	「あんしん歩行エリア」として指定されているか	新たな道路整備計画(2車線以上)が存在する場合は、その路線が機能代替を果たすものとする。	
		歩行者・自転車の安全で快適な通行環境の確保に資するか	現道内で歩行者空間が確保される場合は、機能代替を果たすものとする。	
	円滑性	バリアフリー新法 ^{注2)} に基づき定められた「特定道路」や「生活関連経路」としての位置付けがあるか	歩道が確保されており、現道がその機能を担う場合は、機能代替を果たすものとする。	
滞留機能	滞留			
自治体のまちづくり計画との整合性	市街地形成機能	骨格形成	土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備地内の都市計画道路としての位置付けがあるか 企業立地・観光振興などを支援する都市計画道路としての位置付けがあるか	当該路線に付随する機能であり、機能代替を考慮しないものとする。
	防災空間機能	避難路	防災拠点 ^{注3)} にアクセスしているか	当該路線と同様の避難場所と緊急輸送道路をつなぐ路線(2車線以上)が存在する場合、機能代替を果たすものとする。
		延焼防止	建築物が連担しており、道路以外に延焼防止機能が無い地域において、火災の延焼防止効果等の防災機能を果たすか	当該路線に求められる機能であり、機能代替を考慮しないものとする。
	環境空間機能	景観形成・沿道環境保全	景観形成や沿道環境保全の都市空間のネットワークの位置付けがあるか	
	収容空間機能	交通施設の収容	駅前広場や駐車場、駐輪場などの交通施設、電線類等の各種施設の収容空間の位置付けがあるか	当該路線に付随する機能であり、機能代替を考慮しないものとする。

注1) 比較的短期に実現可能な施策であり、その施策の効果が短期で発現する対策

注2) 平成18年(2006年)12月20日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

注3) 奈良市あるいは大和郡山市が指定している「避難場所」

必要性検証項目と代替性の考え方

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(2) 見直し対象区間の都市計画道路の見直し結果

①大和中央道

平成21年、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、県内の既存ネットワークを有効に活用する観点から、広域幹線道路の見直しを行いました。

当該路線の整備を行わない場合でも、京奈和自動車道、国道24号や並行する県道枚方大和郡山線が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であることから、

4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となりました。

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(2) 見直し対象区間の都市計画道路の見直し結果

①大和中央道

県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、
現行の4車線の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため「廃止」が妥当と考えています。

なお、当該路線が整備されない場合、周辺の市道に一部混雑する区間が残されるため、安全・円滑な通行、良好な市街地環境の形成の観点から、地区内交通を担う道路が必要であると考えます。

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(2) 見直し対象区間の都市計画道路の見直し結果

②大和田紀寺線

平成21年、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、県内の既存ネットワークを有効に活用する観点から、広域幹線道路の見直しを行いました。

当該路線の整備を行わない場合でも、並行する県道奈良生駒線、国道308号（大宮通り線）及び県道奈良大和郡山斑鳩線（城廻り線）等の道路が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能と考え、

4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となりました。

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(2) 見直し対象区間の都市計画道路の見直し結果

②大和田紀寺線

県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、
現行の4車線の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、「廃止」が妥当と考えています。

なお、当該路線が整備されない場合、周辺の市道に一部混雑する区間が残されるため、安全・円滑な通行、良好な市街地環境の形成の観点から、地区内交通を担う道路が必要であると考えます。

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(2) 見直し対象区間の都市計画道路の見直し結果

③高山富雄小泉線

当該路線の整備を行わない場合でも、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、今後、周辺での新たな開発も見込めず、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、並行する県道枚方大和郡山線が4車線で整備されることで、当該路線の機能を受け持つことが可能と考えています。

また、県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、「廃止」が妥当と考えています。

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(2) 見直し対象区間の都市計画道路の見直し結果

④九条北矢田線

当該路線の整備を行わない場合でも、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、並行する県道奈良大和郡山斑鳩線（城廻り線）、県道枚方大和郡山線及び県道矢田寺線（郡山生駒線）が当該路線の機能を受け持つことが可能と考えています。

また、県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、「廃止」が妥当と考えています。

2. 大和中央道他4路線の見直しについて

(2) 見直し対象区間の都市計画道路の見直し結果

⑤郡山生駒線

当該区間には現道がなく、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、事業未着手区間の周辺では県道矢田寺線等が整備され、当該区間の機能を代替することが可能と考えています。

また、生駒市域とつながる道路計画もなく、今後、周辺での新たな開発も見込めない状況であることから、当該区間は都市計画道路としての必要性を有していないと考えています。

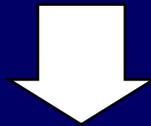
また、県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、「廃止」が妥当と考えています。

3. 都市計画の手続き

3. 都市計画の手続き

【今後の手続き】

都市計画の原案の立案



地元説明会



① 都市計画の案の作成



② 公告・縦覧
意見書の提出

2週間

現在はこの段階です

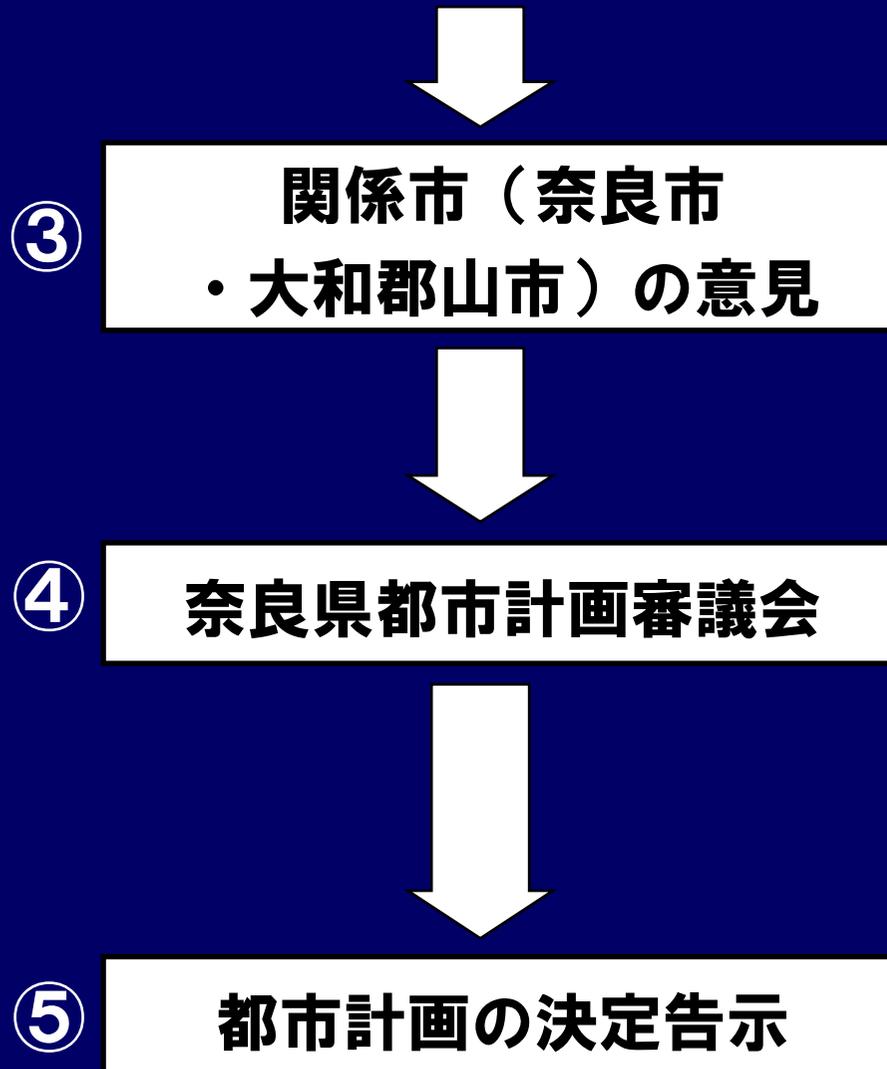
① 本日の説明会后、ご意見を踏まえて都市計画の案を作成します。

② この案を2週間住民の皆様に広く縦覧します。

縦覧の期間や場所等については、県公報、関係市（奈良市・大和郡山市）の広報誌等で後日お知らせいたします。

3. 都市計画の手続き

【今後の手続き】



③ 都市計画の案について、関係市（奈良市・大和郡山市）の意見を聴取します。

④ 奈良県都市計画審議会に付議し、審議いただきます。

※この際に、住民の皆様から提出された意見書の要旨も審議会に提出されます。

⑤ 奈良県都市計画審議会の議を経た後、都市計画の決定告示が行われます。